

## 福島県住宅用太陽光発電設備導入支援補助金交付事業取扱要領

一般社団法人 福島県再生可能エネルギー推進センター

### 第1 趣旨

本法人は、県内の住居に太陽光発電設備を設置する場合の費用について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、福島県住宅用太陽光発電導入支援補助金交付事業補助金交付要綱（以下第2(2)において「県要綱」という。）、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号）及びこの取扱要領の定めるところによる。

### 第2 定義

- (1) この取扱要領において「住宅用太陽光発電設備」（以下「システム」という。）とは、太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置される住宅において消費され、連系された低圧配電線に、余剰の電気が逆流されるものをいう。
- (2) この取扱要領において「補助事業者」とは、福島県内に所在する住居にシステムを設置する事業を行う者で、県要綱に基づく補助金の交付の要件を満たすものをいう。
- (3) この取扱要領において「住居」とは、住居の用途に供する建築物又は住居の用途に供する予定の建築物をいう。この場合において、店舗、事務所等と兼用する住居は、「住居」に該当するものとする。

### 第3 補助の対象及び補助率

補助金は助金は、補助事業者に交付するものとし、補助の対象及び補助額は、次のとおりとする。

#### (1) 補助の対象

##### ア 補助対象システム

補助対象システムは、次に掲げる要件を満たすシステムとする。

- ① 太陽電池モジュールの公称最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10kW未満の太陽光発電システムであること。なお、増設等の場合においては、既設分を含めて10kW未満であること。
- ② 太陽電池モジュール・パワーコンディショナは未使用であること。

##### イ 補助対象経費

県内において補助対象システムを設置する事業（以下「補助事業」という。）に要する費用であって別表に掲げるものをいう。

##### ウ 補助事業者

補助事業者は、電力の受給契約を結んでいる個人（個人事業主を含む。）、法人又は建物区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第25条第1項に規定する管理者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- ① 県内に所在する住居又は住居として使用される予定の建物に補助対象システムを設置したこと又は建売供給業者等から住居として県内に所在する補助対象システム付き住宅を購入したこと。また、設置する建物が補助事業者の所有物でない場合は、所有者の設置承諾を受けていること。
- ② 電力会社と補助対象システムの電力受給契約を行っていること。ただし、明らかに補助事業者が第三者に住居を賃貸する場合は、その賃借人が電力受給契約を締結する場合も、この要件を満たすものとする。
- ③ 県税の未納がないこと。
- ④ 電力の受給開始日が、平成28年4月1日から平成30年3月20日までの間であること。

## (2) 補助額

1 システムごとの補助金の額は、4万円にシステムを構成する太陽電池の公称最大出力（日本工業規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力等）の合計値（kW表示とし、小数点以下2桁未満については切り捨てた値）を乗じて得た額（当該額に1千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とし、16万円を上限とする。

## 第4 交付の申請

- (1) 補助事業者は、平成30年3月20日までに、次の(2)に定める書類を添えて本法人代表理事（以下単に「代表理事」という。）に「福島県住宅用太陽光発電設備導入支援補助金交付申請書」（様式第1号）を提出しなければならない。
- (2) 補助金の交付を申請しようとする者は、(1)の補助金交付申請書に添付して次に掲げる書類（各1部）を提出するものとする。
  - ア 住民票（法人の場合は、法人登記簿謄本の「現在事項証明書」）
  - イ 補助対象システムの購入が確認できる工事請負契約書又は売買契約書等の写し
  - ウ 補助対象システムの設置に係る領収書の写し（補助事業者が、補助対象経費を支払い、販売業者等が受け取ったことが証明できるもの）
  - エ 電力会社との電力受給契約確認書の写し
  - オ 補助対象システムの出力対比表の原本又はその写し
  - カ 福島県の県税納税証明書（未納がないことの証明書）
  - キ 補助金の振込先口座の通帳の写し
  - ク パワーコンディショナの型式名及び製造番号が確認できる資料
  - ケ 太陽電池モジュールの設置写真（カラー写真）
    - ① 太陽電池モジュールが設置されている建物全体写真
    - ② 太陽電池モジュールの設置状態を示す写真（設置された太陽電池モジュール全ての枚数が確認できるもの）
  - コ 住民票住所と対象設備の設置住所が異なる場合及び店舗等併用住宅の場合にあつては、土地・建物の登記簿謄本の写し

- サ 設置する建物が補助事業者の所有物でない場合にあつては、所有者の設置承諾書及び建物の登記簿謄本の写し
  - シ その他代表理事が必要と認めるもの
- (3) 代表理事は、予算の範囲内において、補助金の交付を希望する者を募集するものとする。
  - (4) 代表理事は、(1)の補助金交付申請書の提出があつた場合は、第3に定める補助金の交付要件に適合すると認められるもののうちから、先着順に受理する。ただし、申請書の提出時点で不備のあるものにあつては、当該不備に係る補正が完了した時点で提出されたものとする。
  - (5) 代表理事は、受け付けた補助金申請に係る補助金の額の合計が予算の総額に達したときは、(1)の受付期間にかかわらず、補助金申請の受け付けを停止するものとする。この場合、予算の限度を超えた受付日をもって申請の受け付けを停止するとともに、その翌日の受付日以降の補助金申請書は受理しないこととする。また、予算の総額を超えた日の補助金申請書の中から抽選を行い、申請の受け付けを決定するものとする。
  - (6) 受付期間、申請方法等に係る手続きの詳細は、別に定める。

## 第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 補助事業者は、補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (2) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（1件当たりの取得価格が50万円以下の機械及び器具を除く。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同省令に定めがない財産については、代表理事が別に定める期間）内において、代表理事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (3) 補助事業者が代表理事の承認を受けて(2)の財産を処分することにより収入があつた場合には、その収入の全部又は一部を本法人に納付させることがあること。
- (4) 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (5) 代表理事は、補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて補助事業者等に報告を求め、又は現地調査等を行うことができること。
- (6) 代表理事は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができること。
  - ア 補助金の交付の条件に違反したとき。
  - イ 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- (7) (6)の規定により補助金の交付を取り消した場合には、補助事業者に対し期限を定めて当該取り消しに係る部分の補助金を返還させることができること。
- (8) 代表理事は、補助事業者に対し、必要に応じて発電量、売電量、買電量等に関する資料の提供について協力を求めることができること。

## 第6 補助金の交付等

- (1) 代表理事は、補助事業者の補助金交付申請書を受理した後、その内容を審査し、これを適正と認めるときは補助金の交付決定及び額の確定を行い、補助事業者に通知する。
- (2) 代表理事は、(1)の通知後に補助事業者に対し補助金を支払うものとする。
- (3) 手続代行者
  - ア 補助金の交付申請を行う者は、工事請負契約により補助対象システムを設置した者又は補助対象システムを販売した者に対して別に定める補助金交付申請の手続きの代行を依頼することができる。
  - イ アの規定により手続きの代行を依頼された者(ウにおいて「手続代行者」という。)は、依頼された手続きを誠意をもって実施するものとする。また、この手続きを通じ補助事業者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。
  - ウ 代表理事は、手続代行者がアに規定する手続きを偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じ調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、指定する期間、代行を認めないことができるものとする。

## 第7 事業の承継及び財産の処分

- (1) 補助事業者から相続、財産分与等により補助対象システムの所有権を取得した者は、当該事項を明らかにした登記簿その他の書類を代表理事に提出しなければならない。
- (2) 補助事業者は、当該補助事業により取得した財産を処分しようとするときは、代表理事に取得財産処分承認申請書(様式第2号)を提出し、その承認を受けなければならない。

## 第8 雑則

- (1) 個人情報に関する事項
  - 本法人が補助金の交付業務に関して補助事業者から取得した個人情報は、福島県住宅用太陽光発電設備導入支援補助金交付事業に係る業務以外には利用しないものとする。
- (2) その他
  - この要領に定めるもののほか、福島県住宅用太陽光発電設備導入支援事業に係る補

助金に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

### 第1 施行日

この取扱要領は、平成29年4月1日から施行する。

### 第2 補則

平成24年度から平成28年度までの間に、福島県住宅用太陽光発電設備導入支援補助金の交付を受けているシステムは、この事業の補助金の対象にはならない。ただし、太陽光発電設備を増設する場合の増設費用については、補助対象とする。

### 別表（第3(1)関係）

補助対象経費の対象となる項目

太陽電池モジュール
架台
パワーコンディショナ（インバータ・保護装置）※
その他付属機器（接続箱、直流側開閉器、交流側開閉器）
設置工事に係る費用（配線・配線器具の購入・電気工事等を含む）

※ 充電システムとパワーコンディショナを併用している場合は、補助対象経費算定にパワーコンディショナを含めるが、当該補助金での補助対象からは除外する。